

様式第15号（規則第25条関係）

一般廃棄物処分業許可証

指令環第562号

事業所所在地	大館市花岡町字堤沢42番地
事業所名	エコシステム花岡株式会社
代表者	代表取締役 笹本 直人

令和6年3月15日付で申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
2. 処 分 の 別 最終処分
3. 許 可 期 間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
4. 許 可 条 件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は、下記に限る。
 - ・ 中間処理した焼却灰混練物及び焼却残渣物
 - ・ 溶融スラグ
 - ・ 災害廃棄物

令和6年3月19日

大館市長 福 原 淳

